

平成 28 年第 2 回臨時会

むかわ町議会会議録

平成28年 9月2日 開会

平成28年 9月2日 閉会

むかわ町議会

平成28年第2回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2

第 1 号 (9月2日)

議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	4
事務局職員出席者.....	4
開会及び開議.....	5
議事日程の報告.....	5
会議録署名議員の指名.....	5
会期の決定.....	5
諸般の報告.....	5
町長行政報告及び提出事件の大要説明.....	5
承認第2号の上程、説明、質疑、採決.....	9
議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	11
議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	13
議員の派遣に関する件.....	31
閉議及び閉会.....	32
署名議員.....	33

むかわ町告示第39号

平成28年第2回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年8月30日

むかわ町長 竹 中 喜 之

- 1 日 時 平成28年9月2日(金)午前10時
- 2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室(3階)

3 付議事件

町長から提出あった事件

承認

承認第2号 専決処分につき承認を求める件

(平成28年度むかわ町一般会計補正予算(第3号))

議案

議案第48号 動産の買入れ契約の締結に関する件

議案第49号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算(第4号)

議員等から提出あった事件

議員の派遣に関する件

応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	山崎満敬	議員	2番	佐藤守	議員
3番	中島勲	議員	4番	大松紀美子	議員
5番	三上純一	議員	6番	星正臣	議員
7番	長谷川健夫	議員	8番	小坂利政	議員
9番	山崎真照	議員	10番	津川篤	議員
11番	北村修	議員	13番	野田省一	議員
14番	三倉英規	議員			

不応招議員（1名）

12番	木下隆志	議員
-----	------	----

平成28年第2回むかわ町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成28年9月2日（金）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明

町長提出事件

- 第 5 承認第 2号 専決処分につき承認を求める件
- 第 6 議案第48号 動産の買入れ契約の締結に関する件
- 第 7 議案第49号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）

議員等提出事件

- 第 8 議員の派遣に関する件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 山崎 満 敬 議員 | 2番 | 佐藤 守 議員 |
| 3番 | 中島 勲 議員 | 4番 | 大松 紀美子 議員 |
| 5番 | 三上 純一 議員 | 6番 | 星 正 臣 議員 |
| 7番 | 長谷川 健夫 議員 | 8番 | 小坂 利政 議員 |
| 9番 | 山崎 真照 議員 | 10番 | 津川 篤 議員 |
| 11番 | 北村 修 議員 | 13番 | 野田 省一 議員 |
| 14番 | 三倉 英規 議員 | | |

欠席議員（1名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	大久保利裕	総務企画課長	高田純市
総務企画課主幹	西幸宏	総務企画課主幹	石川英毅
総務企画課主幹	酒巻宏臣	総務企画課主幹	鎌田晃
町民生活課長	八木敏彦	健康福祉課長	高橋道雄
健康福祉課主幹	今井喜代子	産業振興課長	成田忠則
産業振興課主幹	東和博	産業振興課主幹	松本洋
産業振興課主幹	今井巧	建設水道課長	為田雅弘
建設水道課主幹	江後秀也	建設水道課主幹	兄後敏彦
地域振興課長	田所隆	地域経済課長	藤江伸
地域経済課主幹	山本徹	生涯学習課長	齊藤春樹
生涯学習課参事	中村博	生涯学習課主幹	大塚治樹
選挙管理委員会事務局長	高田純市	農業委員会事務局長	大友三成
農業委員会支局長	藤江伸	監査委員	辻圓治

事務局職員出席者

事務局長 新正之 主任 山木美幸

開会及び開議の宣告

議長（三倉英規君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第2回むかわ町議会臨時会を開会させていただきます。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

議事日程の報告

議長（三倉英規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

会議録署名議員の指名

議長（三倉英規君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、北村 修議員、1番、山崎満敬議員を指名いたします。

会期の決定

議長（三倉英規君） 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、提出事件を考慮し本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（三倉英規君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第74号のとおりですので、御了承願います。

町長行政報告及び提出事件の大要説明

議長（三倉英規君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の概要説明の申し出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

町長（竹中喜之君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成28年第2回むかわ町臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には何かとお忙しい中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

提出事件の概要説明に入ります前に、行政報告としまして2件の報告をさせていただきたいと思っております。

1つ目は、8月17日から8月31日までに4つの台風の影響により発生しました災害についてでございます。報告に先立ち、これらの台風の影響により大きな被害を受けられました住民の皆様に対し、心からお見舞いを申し上げるものでございます。

では、気象状況及び被害状況につきまして御説明いたしますので、お手元に配付の資料を御参照願いたいと思っております。

まず、8月17日に9年ぶりに北海道に上陸いたしました台風7号、大雨、洪水、暴風警報が発表される中、穂別地区で100ミリ近い降雨があり、林道等に軽微ではありますが、路面洗掘等の被害があったところでございます。

次に、4日後の8月21日の台風11号は、早朝から大雨警報が発表される中、総雨量は台風7号とほぼ変わらないところでございますが、最大時間雨量が32ミリに達し、地域的にも生田、有明地区に局地的に雨量が増加するといった特異的な気象でございました。被害状況におきましても、これらの地域を中心に普通河川から溢水し、町道冠水等により4カ所で一時通行止めとなったところでございます。また、普通河川の増水から自主避難のための避難所を2カ所開設し、5世帯の方々が利用されました。

次に、翌日の8月22日から23日にかけての台風9号についてでございます。

前日の被害調査が完了しないうちに降雨量が増し、23日1時から4時にかけては最大時間雨量が27ミリを超える激しい雨となり、被害拡大の懸念から2時30分に災害対策本部を設置、応急対応や地域住民の方々の避難対策に努めたところでございます。17日からの降り続けた降雨から土砂災害警戒情報が発せられ、町内の土砂災害特別警戒区域となる各地域に避難勧告を発令し、あわせて避難所を設けたところでございます。

また、穂別川の水位が氾濫注意水位を超えたことから、7時20分に中島、茂別地区に避難

勧告を発令いたしました。茂別ですね、申しわけありません。

続いて、鵜川の鵜川観測所の水位も上昇し、避難判断水位に達したことから、8時45分に洋光を除く市街地全域及び春日、川西頭首工までの河岸隣接地区の、合わせて1,711世帯、3,353人に対し避難準備情報、あわせて対応する避難所を開設しております。その後も水位が上がり続け、氾濫危険水位に達したことから、同地区に避難勧告を発令したところでございます。

21日からの一連の被害につきましては、床下浸水3件、普通河川では河岸決壊や河道埋設等の51河川、54カ所、約1億6,000万円の被害となっております。町道被害は14路線、16カ所で、約1億2,000万円、林道は60カ所、約9,000万円ほどの被害となっております。

また、農業被害につきましては、現在も農作物被害の調査中でございますが、水田、畑地、ハウス、牧草地において、冠水や浸水、土砂流入による被害が、田で177ヘクタール、畑で229ヘクタール、農道等は6カ所で被害が生じているところでございます。

なお、被害額につきましては、現在もJ Aとともに調査中ございまして、具体的な被害額の算出にはいましばらく時間を要しますことを、御了承いただきたいと思います。

水産施設におきましては、シシヤモふ化場において浸水被害があり、約100万円の被害となっております。河川の増水により、海に流れ込んだ流木によるサケ定置網等の被害が懸念され、今後、流木除去費用が生じる可能性がございます。

最後に、8月30日から31日にかけての台風10号の影響による被害でございます。

台風の接近に伴い、波浪警報と暴風警報のほか、大雨、洪水、高潮注意報がございまして、警戒しておりました。降雨量については少なかったところでございますが、満潮と高潮、高波が相まって、31日未明に晴海地区の工場内と町道が冠水していることが確認されましたことから、大型ポンプによる排水作業を実施し、午前中にほぼ排水が完了したところでございます。

晴海の排水作業開始と同時刻に、汐見地区での調査から、同様に高潮、高波による道路、住宅地への浸水、冠水が確認され、ポンプ排水作業を行ったところでございます。

被害としては、住宅の床下浸水5件、風倒木や屋根がはがれる被害が各1件のほか、汐見1区飲料水供給施設に冠水した水が混入したことから、飲用水としての利用を制限し飲料水を各戸配付する中、19時には復旧したところでございます。

なお、日高町の豊郷―清島間で、鉄橋損壊による連絡ケーブルが断線したことから、J R日高線が31日から運休となり、現在も復旧のめどが立っておらず、心配をしているところで

ございます。

以上のように、連続して発生しました被害復旧につきましては、応急対応の必要から一般会計の補正を専決いたしましたこと、また、今後早急に対応しなければならないと考えます復旧工事関係補正予算を、本臨時会におきまして後ほど提案いたしますので、よろしく御審議いただきますよう、お願いを申し上げます。

以上で、台風被害についての報告を終了いたします。

続きまして、もう1件の行政報告でございます。

現在、むかわ町教育委員会教育長であります阿部博之氏が、健康上の理由から9月末日をもって辞職したい旨の願い出がございました。本町教育行政のかなめとして平成26年5月から、子どもたちの確かな学力、豊かな心を育む教育の推進に活躍された氏が辞職されることは、本町にとりましても大きな損失ではございますが、一刻も早い健康回復のため治療、療養に専念されることを切に願ひまして、断腸の思いではございますが、同意することとしたところでございます。

教育委員会としての同意も得ておりますので、ここに報告をするものでございます。

なお、新教育制度に移行しますことから、常勤の特別職として新教育長を選任し、議会に同意を求めることとなります。選任につきましては当職としても熟慮の上、しかるべき時期に御提案したいと存じますので、御了承くださいますようお願いを申し上げます。

以上で、行政報告を終わります。

さて、本臨時会で御審議いただく事件は承認1件、議案2件でございます。

まず、承認第2号 専決処分につき承認を求める件につきましては、8月21日から23日に上陸した台風11号及び台風9号により被災した箇所における応急的対応について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したことから、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

議案第48号の動産の買入れ契約の締結に関する件につきましては、スケートセンターにおける氷面削整機の購入についてでございます。むかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設利用又は廃止に関する条例の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものでございます。

議案第49号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）は、8月21日から23日にかけて上陸した台風11号及び台風9号により被災した箇所、並びに8月31日未明に発生した高潮により被災した箇所の復旧の必要性から、所要額の補正を行うものでございます。

つきましては、後ほど説明員から御説明申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（三倉英規君） これで町長行政報告及び提出事件の概要説明は終わりました。

承認第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（三倉英規君） 日程第5、承認第2号 専決処分につき承認を求める件（平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 承認第2号の専決処分報告につき承認を求める件について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

承認第2号につきましては、平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）でございまして、平成28年8月22日から23日にかけての台風9号による災害について、発生時から直後に緊急に対応を要するものに係る所要の補正を、平成28年8月24日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては、議案書の2ページをお開きください。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,576万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億7,687万5,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます議案説明資料及び平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書により御説明申し上げます。

まず、議案説明資料の1ページをごらん願います。

こちらは承認第2号と議案第49号の共通の資料となっておりまして、災害関係予算の編成の考え方と予算の内容をまとめた資料となっております。

台風9号に係る災害関係の予算につきましては、町全体に係る大きな被害があったことから、おおむね3段階での編成としてございます。

まず、災害発生時から災害直後にかけて緊急的な対応を図るべきものにつきましては、8月24日付で専決処分対応としており、本日、承認第2号として報告させていただいているも

のでございます。

次に、災害発生後から現場確認等により早急に復旧対応を要するものにつきましては、今回の臨時会を開催させていただき、補正予算（第4号）を提案させていただいております。

また、現在も災害に関する調査につきましては継続してございますが、国や関係機関との協議を要するものや、補助災害等の認定のため調査設計や国の査定等を要するものにつきましては、9月定例会以降に予算提案を予定しているものでございます。

一般会計補正予算（第3号）に計上しました事業の概要でございますが、1つは災害当日の土のうの設置やポンプ排水に係る経費、災害直後の河川の土砂上げや道路清掃等に係る応急復旧のほか、床下等への浸水による被災住宅の防疫対策経費となっております。

予算措置の内容につきましては歳出から御説明申し上げますが、議案説明資料の2ページ目の表の上段に、それぞれ区分、分野ごとに件数などを整理してございますので、こちらの資料と、平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書と、あわせてごらん願います。

まず、補正予算（第3号）に関する説明書の3ページでございます。

4款衛生費、環境衛生一般事務の16万6,000円の追加につきましては、家屋床下浸水の被害を受けた住宅等の防疫30件分と、浄化槽の5件分の消毒に係る費用でございます。

13款災害復旧費の1項1目道路橋りょう災害復旧費で1,355万円の追加につきましては、鶴川地区11路線、穂別地区22路線に係る応急対応として土のうの設置、道路冠水の排水対応、路面清掃、道路排水の埋塞土砂の除去などの対応経費でございます。

2目河川災害復旧事業で2,215万円の追加につきましては、鶴川地区16河川、穂別地区24河川に係る応急対策として、河道埋塞土の除去や清掃、水切り作業、河岸決壊の対応などの経費でございます。

3目都市施設災害復旧費の100万円の追加につきましては、たんぼぼ河川緑地のトイレの移動、園路清掃に係る経費となっております。

2項1目の林道災害復旧事業で890万円の追加につきましては、穂別地区林道の5路線に係る側溝及び横断間の埋塞土の除去や路面の整正などにかかる経費でございます。

なお、ただいま申し上げました応急的な対応の概要につきましては、議案説明資料の3ページの表1にまとめてございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

補正予算（第3号）説明資料の2ページをお開き願います。

当該災害への復旧に係る財源につきましては、地方交付税と繰越金で賄ってございます。

まず、10款地方交付税につきましては、特別交付税の災害ルール分を含め3,000万円を追加、残りを19款の前年度繰越金1,576万6,000円で収支を図っているものでございます。

以上で、承認第2号の説明を終わらせていただきます。よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（三倉英規君） 説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑をされるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

承認第2号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書、別冊事項別明細書1ページから4ページまでの1総括、2歳入、3歳出全般についてと、議案書つづり1ページから3ページ、予算総則第1表、歳入歳出予算補正までの全般についての質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第2号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分につき承認を求める件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（三倉英規君） 日程第6、議案第48号 動産の買入れ契約の締結に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

大塚生涯学習課主幹。

〔大塚治樹生涯学習課主幹 登壇〕

生涯学習課主幹（大塚治樹君） 議案第48号 動産の買入れ契約の締結に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

本件は、むかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

別に配付してございます議案説明資料6ページをごらんください。最後のページになります。

買い入れの物件につきましては、鶴川スケートセンターで使用いたします氷面削整機でありまして、導入後のメンテナンス体制が整っていること、並びに現在使用しています氷面削整機消耗品の供用が可能であることから、1社による随意契約によりまして見積もり合わせをいたしまして、2,110万円、税込みで2,278万8,000円をもちまして東京都豊島区巢鴨2丁目6番1号、株式会社パティネレンジャー、代表取締役荻原明則が落札決定いたしましたことから、当該人と契約を交わすものでございます。

なお、予定価格につきましては2,228万円、税込みで2,406万2,400円でございます、落札率94.7%でございます。8月30日に当該人と仮契約を交わしているところでございます。納入期限につきましては、平成29年3月31日としてございます。

以上、議案第48号の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、大松議員。

4番（大松紀美子君） 納期が29年3月31日になっているんですけども、これはなぜこの日付なのでしょう。もっと早くなるとかというふうにはならないのでしょうか。

議長（三倉英規君） 大塚生涯学習課主幹。

生涯学習課主幹（大塚治樹君） この氷面削整機、俗称でいうとザンボニーというんですけども、実は受注生産でございまして、アメリカに本社がございまして、そちらのほうで製作するようなものになってございまして、当初、隣の厚真町で昨年度、製作をお願いしているところなんですけれども、納期に1年半かかるというような情報がございまして、うちのほうでも平成5年に導入していることもございまして、早目に手当てをしないといつ壊れてもおかしくないような状況がございましたので、今回見積もり合わせをするような形になりました。

アメリカからの情報で今年度中に納入ができるということになりまして、平成29年3月31日までに納入していただくことになりました。

議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 動産の買入れ契約の締結に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（三倉英規君） 日程第7、議案第49号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 議案第49号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案書の7ページをお開きください。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億831万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億8,519万3,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書及び議案説明資料により御説明申し上げます。

まず、議案説明資料の1ページでございます。

承認第2号での御説明と一部重複する部分があることを御了承願います。

補正予算（第4号）につきましては、台風9号に伴う災害から早急な対応を必要とする経費に加え、8月30日から31日にかけての台風10号に係る対応経費として、1つは町単独による復旧工事、2つ目としては早急に復旧を要する補助災害復旧工事、3つ目は補助災害の認定を得るために早急に実施が必要な調査設計業務、4つ目は便槽に流入した雨水の処理に係る経費、5つ目としては今後の災害等に備えるための経費で編成を行ってございます。

補正予算の内容でございますが、議案説明資料の2ページと補正予算（第4号）に関する説明書の3ページを、あわせてごらん願います。

4款のごみ・し尿処理対策事務の18万7,000円の追加につきましては、災害時に便槽に流入した雨水くみ取りを支援する経費でございます。

5款農林水産業費で林道維持管理事務の補修等委託料の70万円の追加につきましては、年度中における今後の備えとして補正をするものでございます。

7款河川維持管理事務の補修等委託料340万円の追加につきましても、年度中における今後の備えとして追加するものでございます。

4ページにお進みいただき、8款消防費の災害対策費で45万円の追加につきましても、この間、災害時の緊急配備、本部設置、避難所開設等のため、資材や備蓄品を使用してございますので、今後の不測の事態に備え備蓄物品等の補充を行うものでございます。

13款災害復旧費、1項1目の道路橋りょう災害復旧事業につきましては、台風9号災害に関して国の補助認定を受けるために必要な調査設計の経費として918万円、台風10号に係る波浪による町道の冠水排水対応経費として80万円、単独災害復旧工事及び補助災害のうち早急に対応が必要な工事費として910万円で、合わせて1,908万円を追加するものでございます。

4ページ下段から5ページ上段にかけまして河川災害復旧事業につきましても、国の補助認定を受けるために必要な調査設計費570万円と、単独災害復旧工事及び補助災害のうち早急に対応する工事費として6,630万円、合わせて7,200万円を追加するものでございます。

2項1目林業施設災害復旧事業と2目の農業施設災害復旧費につきましても、国の補助認定を受けるために必要な調査設計費を追加するもので、それぞれ農業施設で705万円、林道で292万円、合わせて997万円を追加するものでございます。

3項その他公共施設災害復旧事業につきましては、台風10号の際に汐見第1区飲料水供給施設に水の濁りが発生し、その復旧費用として30万円を追加するものでございます。

なお、災害復旧の工事実施予定箇所につきましては、議案説明資料の4ページの図1に補助災害、図2には単独災害の箇所を、それぞれ予定のものも含めまして掲載しており、今回の補正予算に計上したものにつきましては、その旨の表示をしてございます。今回計上のない工事につきましても、調査設計を経て国や関係機関との協議が調ったものにつきましては9月定例会から順次提案をさせていただく予定でございます。

なお、ここでおわびと訂正がございます。

この資料の2ページ目、臨時議会对応分の応急補助災害復旧の区分の欄の、農業施設に50万の記載がございますが、こちらは河川のほうの数字がこちらのほうに誤って記載されておりました。この50万、上の河川のほうに含めまして3,530万と訂正をお願いしたいと思います。

あわせて、同じ資料の図1、A3の資料の上段の緑、中稻里農道の欄に【臨時議会第4号議案（一部対応）】とございますが、こちらが今の50万円の分の事業でございまして、こちらは一部対応してございまして、今後の本復旧の中での対応ということでございますので、一部臨時会对応の文字を削除願いたいと思います。

資料の誤りについて、改めておわびを申し上げます。

補正予算の説明資料にお戻りいただきまして、5ページから6ページにかけての予備費の223万1,000円の追加につきましては、現計予算額の1,000万円のうち6月発生の大雨対応以降、予備費を充用していますことから、今後の緊急需要に備えるために増額補正を行い、予備費残額を1,000万円に復元するものでございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

補正予算説明資料の2ページをお開き願います。

10款地方交付税につきましては、特別交付税ルール分を含め3,000万円を追加するものでございます。

14款国庫支出金につきましては、国の補助が見込まれる工事のうち対象工事の80%に該当する額といたしまして、道路橋りょう復旧分として480万円、河川災害復旧分として2,780万円、合わせて3,260万円を追加するものでございます。

19款の繰越金につきましては、歳入予算の調整額といたしまして1,031万8,000円を追加するものでございます。

21款の町債につきましては、国の補助が見込まれる工事の補助残と、単独災害復旧工事のうち適正性が見込まれるものを含めまして、道路橋りょう復旧分で360万円、河川災害復旧

分として3,180万円、合わせて3,540万円の追加となっておりますが、これに伴いまして議案書の10ページをお開きいただきまして、第2表、地方債補正についてでございます。それぞれの事業に係る起債の発行限度額を、今回の補正予算に合わせまして変更するものでございます。

以上で、議案第49号の説明を終了させていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（三倉英規君） これから説明に対する質疑を行います。

質疑をされるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

別冊事項別明細書1ページから6ページまでの1総括、2歳入、3歳出全般についてと、議案書つづり7ページから10ページ、予算総則第1表、歳入歳出予算補正、第2表、地方債補正までの全般についての質疑ありませんか。

4番、大松議員。

4番（大松紀美子君） 4ページの1780の防災対策事業のところちょっとお聞きしたいんですけれども、今回の台風のことでさまざまな教訓があったと思うんですけれども、その中で私が一番、何というんでしょう、気がかりというか、そのことについてなんですけれども、町長の行政報告の中の資料にもありますけれども、避難準備情報、それから避難勧告というものを出しましたよね。避難勧告については、町内では初めてというところに出されたと思うんですけれども、その防災無線が聞こえた人もいるし、聞こえなかった人もいます。何日か経過しているんですけれども、その中で聞いた方についても、例えば洋光町を除くというような発信の仕方をしたと思うんですけれども、その意味についてもよくわかっていないと、それから聞き取れていないと、わからなかったと、何を言っているかわからないと、ましてやどうしていいかもわからないというふうな実態がありました。

その点について、まだいろんなその後の後始末というか、まだまだこれからなんですけれども、そういったところで町民の方からもいろんな問い合わせ等があったかと思うんですけれども、この点についての今時点での考え方について、あれば伺いたいと思います。

議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

総務企画課長（高田純市君） ただいまの御質問の件についてお答えをさせていただきます。

まず、今回の避難準備情報、また避難勧告、むかわ市街に出しました避難準備情報と避難勧告につきましては、洪水ハザードマップに基づきまして地域を特定いたしまして、情報また勧告を行ったところでございます。

ただ、今回の台風が4つ続きまして、私どもの災害対策を担当する者といたしましても、たくさんの反省点が考えられております。今、御指摘のございました防災無線の聞こえにくい状態をどう補足するのか。あるいは町内会、自治会、あるいは自主防災組織との連携を、どのように具体的に情報交換をし対応しなければいけないのかなどを含めまして、たくさんの検討課題を現在収集しまして整理し、今後の糧としまして対応を図らなければいけないというふうに、反省を含めまして考えているところでございます。

したがって、以降はただ単に規則的な取り扱い以外にも、相手に十分な理解と協力が得られるような広報を中心とした情報交換が大変重要だと考えるところでございますので、今後これらに向けて検討、対応を図ってまいりたいというように考える次第でございます。

議長（三倉英規君） 4番、大松議員。

4番（大松紀美子君） ぜひ早急に、また台風も発生しているようですから早急な対応が必要だと思うんですけども、例えばこのことについていつまでにきちんとしたものを、防災計画がありますよね、きょうも持ってきていますけれども、その防災計画にいろいろ手順だとか書かれていますけれども、その中にも詳しく、何というんでしょうね、どういう方法で、例えば今も自治会、町内会のほうにも情報をきちんと提供する、具体的に直接提供する、防災無線だけじゃなくて。今回は防災無線だけでしたから、そのことも直接きちんとやるということを今おっしゃってましたから、ぜひそうしてほしいんですけども、それを新しい、これから9月ですから、ますます台風も来るでしょうし、思いがけない考えもよらなかったことがあちこち起きているわけですから、やっぱり急いで対応していただきたいので、その辺はどんなふうに考えているのか。いつまでとか。

それから、私たちのところにもいろんな苦情、苦情というか相談とかありましたけれども、直接、例えば行政に対してああしてほしい、こうしてほしいというのがいっぱいあったと思うんですけども、それらについて全部じゃなくていいですから、町民の皆さんからのお話というのはどんなものがあつたかというのも、差し支えないところでお聞かせいただきたいんですけども。

議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

副町長（渋谷昌彦君） ただいま担当課長のほうから、反省点を含めましてお話を申し上げたところでございますけれども、準備情報また勧告等の伝達方法につきましては、防災の対策の中で定められておまして、放送、電話、防災行政無線による伝達を基本として、マス

コミ等を使ってというような形となっております。

町内会長への伝達については、特段この中では定めてはいないんですが、聞こえないとか、町内会長さんのほうに問い合わせがあった場合というのも考慮しながら、今回、該当の町内会には連絡をしたところでございます。

そういった体制について、各町内会のほうにこのような形で連絡をするというような連絡体制というのがまだ整ってございませんので、町内会長に対するそういった情報の提供については今後早急に連絡体制を整えて、少なくともそういった町内会、また自主防災組織への連絡体制というのは早急に整えたいというふうに思っているところであります。

以上でございます。

〔「どんなお話があったんですかというのはどうなっているんですか」
と言う人あり〕

議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

総務企画課長（高田純市君） 私どものほうに、具体的な御意見につきましては確かに防災無線が聞こえにくかったというところは伺っております。そのほかの内容としましては、余りたくさんは聞いておりませんが、とにかくできるだけ、もっと早い対応をしてくれというような住民の皆さんからの声は幾つかお伺いしましたけれども、具体的に何と何をどうというような御意見はまだ聞いていないところがございます。というような状況でございます。

議長（三倉英規君） 4番、大松議員。

4番（大松紀美子君） わかりました。

この防災計画の中の30ページにはいろいろ組織的なことが書かれていて、その中には例えば一般住民のところへ対策本部から来るまでの間に、いろんな各種伝達手段とだけ書かれているんです。当然この中には防災無線だけじゃなくて、さまざまな伝達、今はそういうものというのは発達してきているわけですから、考え方はたくさんできると思うんです、方法的にもね。だからそれがこの平成25年4月につくったときには、具体的に防災無線以外の伝達手段が、防災無線以外が含まれていなかったというのが私にすると驚きで、そんなことってあっていいのかなと思ったんですけれども、まあそういうふうに思いました。

それで、それは今後のことになるので、今ごちゃごちゃ言ってもしょうがないとは思いますが、今すぐは、今回の自治会、町内会の直接、役員のほうには言っていなかったわけですね。今後、これから9月になって計画が整うまでの間、例えば町内会、自治会長会議などを開いていただいて、その中で今までの経過、それから今後起きるであろうものについてきちんと

説明するとかということが、私は必要だと思っているんですよ。

例えば、うちの町内会でいえば、直接ももちろん来ないし、花園二丁目は洪水マップ上でも白いですから、だけれども川がもうどんどんすぐそばを流れていて、一軒一軒、役員たちが訪問して説明してということをしたんです、実際。だから町内会や自治会の会長などの人たちと連合会に集まっていただいて、具体的にどうだったのかということで情報を集めたり、それからこんな困ったことがあったということ、急いで集まっていただいて聴取するというのもやっぱりやっていったほうが私はいいと思うんですけども、いかがですか。

議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

総務企画課長（高田純市君） 具体的な防災計画等の変更というふうになりますと、また相当な時間を費やすということにもなります。ただ、その運用上の問題、実務的に取り扱う部分については十分な対応を図りたいというふうに考えるところではございますが、町内会、自治会さんとの連携、情報のやりとりにつきましては私どもも十分検討を若干したいところもございますので、例えば相手に一方的に送るべきなのかとか、会議をやって一方的にお願いするというのはなくて協議しながらどうやっていくのか。方法の検討につきましてはいろんな方策があろうかと存じます。

今この場でのお約束はできませんが、そういったような検討方法も含めまして今後検討し、次期の災害等に向かってできるだけ早い段階で検討してまいりたい、検討して実施してまいりたいというふうに考えるところでございます。

議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

三上議員。

5番（三上純一君） ちょっと確認になろうかなと思いますけれども、今後の具体的な対応の一つになると思うんですが、今回の大雨によって大量の流木が前浜のほうに流出しているという実態があるかなと思うんですけども、この辺の処理対応については、たしか道か国か、その辺の所轄になるんだろうというふうに捉えていたんですけども、その辺の対応としては具体的にどこがどうするのかというところを伺いたいと思います。

その中で、例えば道が所轄であるのであれば、町のほうはどういう役割分担をしていくのか。あるいは定置網等の被害等についてはまだ詳細に示されておられませんけれども、水産関係の被害状況はどんなふうに想定していたのか。

その2点について確認したいと思います。

議長（三倉英規君） 今井産業振興課主幹。

産業振興課主幹（今井 巧君） 流木の関係につきまして、御回答をいたしたいと思っておりますけれども、まず台風9号によって発生しました流木につきましては海岸沿いに流木が漂着したわけですが、その台風9号で発生した流木等につきましては、胆振総合振興局とあわせまして建設海岸を管理しております室蘭建設管理部の門別出張所にその除去の要請をしていたところであります。

その後、台風11号が発生いたしまして、今流木等が漁港内等を含めまして漂着しているところでありますけれども、その関係につきましても胆振総合振興局とあわせまして室蘭建設管理部の門別出張所に除去等の要請をしているところであります、今後除去の対応等について協議をしてみたいと考えているところであります。

〔「水産被害は」と言う人あり〕

議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

産業振興課長（成田忠則君） 私のほうから、水産被害の関係等についてお答えをしたいと思っております。

まず、流木における水産の被害でございますけれども、相当海が濁っている状況でございます。また、流木が漂流をしているということでございます。定置網については9月1日に設置をする予定ということでございまして、幸いにも設置をしていなかったということで、これについては特段被害がないという状況を伺っております。

ただ、これから定置網を設置するに当たって、やはり漂着している流木の除去というものが重要になってくるなというところでございます。先ほど今井主幹のほうからも御回答申し上げましたけれども、胆振総合振興局の建設管理部との協議ということで、これからその具体的な除去の方法について詰めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、先ほど申し上げた海の濁りによって、魚介類等にも影響があるかなというところでございます、実はホタテ漁もちょっと予定をしていたんですけれども、この濁りでどうなるかというところを浜では心配しているという状況でございますし、またホッキについてもどのような状態になっているかというところも心配されているところでございます。

今後、道とも連携しながらこの辺の調査も進めさせていただきながら、被害の状況について確認していくというところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（三倉英規君） 三上議員。

5番（三上純一君） いつも感じるんですけれども、むかわの場合の流木は、御承知かと思

うんですけれども潮の流れで大体西のほうに流れていく。今回も、たまたま三倉議長とも行って見たんですけれども、ほとんど苫小牧側のほうに流れていっている。一方、港のほう、うちの汐見の漁港の関係については、多分だろうと思いますけれども、沙流川のほうから流れてきている流木。

そうなる、どっちがどっちという話ではないんですけれども、やはり近隣町のそういう対応の連携というものが今後求められるだろうし、あと、今、胆振振興局との関係のお話されましたけれども、その中で町が、むかわ町としてどうかかわり方と連携をしていくのかということが、少し見えない部分がありましたので、もし説明できれば伺いたいと思います。

議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

産業振興課長（成田忠則君） ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

町と道とのかかわりという部分におきましては、基本的に港を管理するというか、漁港を管理するのが北海道であるということから、流木の除去については道でやると。

一方、その廃棄物の処理という問題が出てきます。これについては市町村の義務ということもありますので、その辺をどうしていくかということのをこれから具体的に協議をしていくということになろうかと思えます。

ただ、費用が発生するというところでございますから、この辺も費用負担について道のほうに要請してまいりたいなということを考えているところでもございます。

以上です。

議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

10番、津川議員。

10番（津川 篤君） 先ほどの4番議員の質問のときに質疑応答を聞いていますと、どうも行政、上から目線のお答えをしているように感じたんですが、防災無線が完全なものだというふうな認識は、これは行政側の思い込みであって、なかなか防災無線が雨風が強いと聞き取れないとか、そういう非常に連携の悪さというのが、今回の災害のときに特に目立ったわけですし、平成25年につくった防災マップを見てもやはり自治会、町内会との連携をとりながらというふうな、こういうふうに書いていながらそこをとっていないと。例えば、避難所を開設しましたよと言っても、自治会長さん知らないよ。少なくとも自治会長さんの連絡網のほうで、行政からの連絡網よりしっかりしているんですよ。そこを使わないということは、私はあえてそこを使うべきだと、災害時には。やはりそこが一番迅速に活動できる状況

にあるというふうに、行政側はとっていただきたいというのが1点。

それから、もう一点、今回の避難準備、それから市街地に3,353人の避難準備をかけた。それから避難勧告にしたと。そのときに洋光町を外していますよね。洋光町を外した根拠は何ですか、これ。

我々一般的に考えて、洋光も若草も駒場も大体路盤の高さというか、地上の高さというのはそう変わらないと。なぜ洋光町だけを削除したのか。このあたりについての行政の見解をお聞きしておきたいと思います。

議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

総務企画課長（高田純市君） まず、町内会、自治会との連携が必要だという内容につきましては、十分私どもも反省をしているところではございますが、避難所を開設した折にはほぼ各自治会の会長さんには御連絡をしたつもりでございます。市街地の勧告を出したときには、市街地には防災無線だけだったわけですけれども、春日までの関係部分につきましては車両によります広報と、各自治会長さん宛てに電話でこういう勧告でございますという内容の連絡は、勧告と同時に実施していたというところでございます。

ですので、これからのそういう、議員おっしゃられる内容につきましても、十分配慮していきたいというふうに考えるところでございます。

市街地の避難勧告、準備情報のときに出しました洋光を除くという表現がございました。洪水ハザードマップの中に洋光が白地といたしますか、浸水区域から除かれておりましたことから、洋光が一連に対象外になっていたということで、これを除いて勧告を出したところでございます。

ただ、洋光の部分のこのマップのつくり方としましては、海上からの高さがほかの地域よりは高いというような状況の中からこのマップが作成されているということを考慮いたしまして、今回の洋光につきましてはそれを除いて出したところでございます。

ただ、防災無線等でほかにも白地のところがございましたけれども、全体的にここは、ここはというような行政無線での報告というのは難しいということもございまして、一体的に市街地全体に対して御連絡をしたところでございます。

ただ、実際に全部が浸かったところで洋光だけがぼつんと浮いたというようなことも考えますと、果たしてこの対応が適切だったかという部分については私どもも疑問な点も残りますので、今後の情報、また勧告といったような段階では、これらも含めましてまた防災計画あるいはマップの見直しというような部分につきましても、今後十分な検討を進めていきた

いというふうを考える次第でございます。

議長（三倉英規君） 津川議員。

10番（津川 篤君） 今までつくったマップの中で洋光がなぜ外れていたのかというと、地盤が若干高いと。しかしながら、今回、十勝で発生した石狩川の氾濫を見ても、例えば堤防が1カ所が切れるということは限定できないわけですよ。何カ所切れるかわからないんですよ。そうした場合に、その水がむかわ市街一帯に来たときに、高い低いはほとんど関係なく浸水するというような状況を考えなければならぬわけでしょう。まずそこを考えていないということが、このマップのつくり方の作成の中に、私は欠点があるというふうに思っております。

それに加えて、さらに対策本部ができています。その中に消防職、団員もその中に当然入っているんだらうというふうに思いますが、こういった災害時に広報車のみならずそういう消防の協力をいただきながら啓蒙して歩くというのが、私どもの地域は山ですから、山間の地域ですから、山間地域についてもやはりあの赤い車が来ることによってお年寄りというのは安心感を持つということがありますので、こういった部分については職員だけがパトロールするのではなく、そういったところの一体感をもって今後取り組んでいただきたいと思いますがいかがですか、町長。

議長（三倉英規君） 竹中町長。

町長（竹中喜之君） 一連の避難誘導の徹底についての御質問かと思えます。

先ほどの行政報告では直接触れてはおりませんが、議員の皆さん、さらには議会の皆さんに身近な周辺地区、さらには危険とされる住民の皆さん、自主避難への誘導、この間におけるの応急措置に向けての御支援と御協力をいただきましたことを、改めてまずは感謝とお礼を申し上げたいと思います。

さて、防災無線、防災むかわの関係でございますが、先ほどから議論がされておりますように風向き、あるいはシステム上の問題から、これは限界というのものもあるかと思えます。まず、この防災無線、今ある防災無線を最大限に活用を図るような発信内容の工夫、あるいは発信のあり方、発声のあり方、さらには内容の充実といったようなことを、改めてこれの工夫、充実に努めること、さらには今これまで申し上げましたように、町内会あるいは自治会の皆さんへの連絡の徹底、そして広報車、これは先ほどから出ている町の広報あるいは消防広報といったところのつながりを持った活動のあり方というのを、今回を通して次回以降に向けていきたいなと思っているところでもございます。

なお、これは一つの予定として8月の末に当初、鶴川地区の自治会、町内会の役員の皆さんと町との懇談会が予定されていたところでございます。しかし、御案内のとおり台風10号の接近ということから、災害というのをテーマにしたところなんですけれども、残念かな延期をもっておりますので、こういった集まりもしっかりとそういうふうな集いの場として意見交換に努めていきたいということで、繰り返しますが、今回の災害を受けたことよっての検証を図って、避難誘導の周知あるいは今後のあり方と、さらには初動のあり方といったものを含めながら、さらに徹底に努めていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

北村議員。

11番（北村 修君） 私からも質問させていただきますが、最初に、今出ている防災無線の関係なんです、市街地は外から聞こえるとなっておりますが、農村の地域ではそれぞれ家庭の中に入っているんですが、それが今回どのように活用されたのか。私はそこがなされていなかったのではないかとこのように思っているんですが、その辺のところを改めて伺っておきたいというふうに思います。

それから2つ目には、4ページの河川災害復旧にかかわってですが、今度のこの資料でもそれぞれ災害箇所をチェックして初期対応、それから臨時議会、その後の対応と分かれています、例えばこの消火栓の土砂埋設等々でここに載せられていないもの等についてあるんじゃないかというふうに私は思うんですが、それらの状況把握あるいはそういう選択等々、どのようになされているのかという問題が1つと、それからここになされていない、例えば湯の沢川ですね、中湯の沢川というんですか、こういうところも実際問題、土砂が流入しておりまして、かなり河川を浅くしています。こうしたところなんかはどのように対応していくというふうになるのか、2つ目に伺っておきたいというふうに思いますし、幾つかありますけれども、後にしますが、3つ目には今回の避難勧告という形で出された地域が穂別、鶴川とあるわけですが、その中で非常に私疑問に思ったのが、穂別の緑ヶ丘団地での避難勧告なんです。普通考えますと、あの高台ですからあり得ないんじゃないかと思ったんですが、現地を見させていただきまして、なるほどなという思いもしましたけれども、こういうものについて今、即の対応ということではないと思いますが、特にああい団地等、住居地等の中でそういう事態があったということについては、やはり何らかの近未来的な対応をしておく必要があるんじゃないかと思うんですが、そこら辺のところはどのように検討されるとい

うふうになるのか、お伺いしておきたいなというふうに思います。

4つ目なのですが、今回の災害の中で農業被害が非常に大きいというのが一つの大きな特徴にもなっているかと思うんですが、そのうち穂別地区なんかでは水田なんですね。その大きなところが河川の氾濫なんです、ここのところをしっかりと、私は地域住民の方々と共通認識にする必要があるんじゃないかと思っているのは、穂別から穂別ダムのほうにかけた農家の皆さんの中に、結構な方々の中に、穂別ダムを放流したという、だから一気に水がふえたんだという、そういう誤解だというふうに私は思いますけれども、あるんですね。

ですから、穂別ダムが放流するダムではないというようなことを含めて、どういう対応をしていくかということ、やはりもっと広く知らせていくということが一つは大事ではないかということが第1点です。

あわせて、この穂別ダムの特徴として、あそこがいっぱいになれば横から越波してどっと出るという形になっているんですね。ですから、ここら辺のところを今後やっぱり改善していくということなしには、あの事態は打開できないんじゃないかというふうに私は思っているんですが、そこら辺を含めて今後の課題として取り上げていく必要があるんじゃないかというふうに思っているんですが、その辺いかがかという問題であります。

最後に、今、津川議員のほうからも質問がありましたけれども、今回の災害本部体制をつくるに当たって、どのような形で体制をつくったのかという問題を伺っておきたいと思うんです。職員の皆さん、あるいは関係機関等々もあつたんだと思いますが、それらがどのよう中で形で具体的に連携されたのか。農業団体、漁業団体等々、消防等あると思いますが、どのようにされたのか。

ただ、私がそこでなぜこれを聞くかという問題ですが、一つ気になったのは、役場のほうからその状況をお知らせいただく通信もいただきました、ファックスで。その中に、人的被害等々を優先し、その他のものについては人手が足りないのではという状況がございました。

確かに、こういう災害の状況ですから、人手が足りないという状況にもなると思いますが、そういう事態がどういう形の中でなされたのかというのが若干疑問だったわけでございまして、役場の体制も含めてどういうふうな人員体制、組織体制でどの辺、やっぱりどのぐらいの不足というのが起きたのか。それらを含めて今回の事態をどのように捉えておるか、ちょっと総括的に伺っておきたい。

以上であります。

議長（三倉英規君） 田所地域振興課長。

地域振興課長（田所 隆君） 御質問の中で、穂別地区に係る部分の御質問2点ございました。それについてお答え申し上げます。

まず1点目、緑ヶ丘団地の避難勧告に際して、その対応、今後の考え方等の御質問だったと思います。

まず災害には、主に水害と土砂災害、この2つがございまして、緑ヶ丘団地については土砂災害警戒区域に指定されております。この土砂災害警戒区域に指定される部分については道の土砂災害警戒システムに基づいて5キロメッシュという表示がされます。システムで表示がされまして、その危険度の表示、色分けがされています。これに基づいて避難勧告等の情報を流すという形になっております。

当然、緑ヶ丘団地が土砂災害警戒区域に当たっているということは、ふだんからお伝えしているところですが、このたび緑ヶ丘自治会についても自主防災組織を立ち上げるという方向で、今年度中には立ち上がるだろうというふうに思われております。また、9月25日予定されております避難訓練にも参加をいただくという方向で、緑ヶ丘自治会との話が進んでいるという状況でありますので、今後の対応はそのような形で進めていきたいというふうに思っております。

また2点目の、穂別川沿いの河川氾濫ということで、穂別ダムの放流についての誤解があるのではないかというような御質問についてのお答えであります。確かに穂別ダムについてはあくまでも放流はできないと、あくまでも越流が、ダムの満水によって越流しか放流できないということになります。その理解が、穂別地区住民にどれだけ理解されているかといった部分、ふだんから正確な情報を提供しなければならないという部分では、今後課題を残したという部分であります。

それと、一方、穂別ダムの越流については情報端末等で画面で表示されています。穂別ダムの越流が今されているかどうかというのは、テレビの11チャンネルというところで、情報をつぶさに町民が見られることになっています。そういった情報端末機器を活用しながら、住民には情報を提供しているという面もございまして。ちょっと前後しましたが、そのような回答で終わりたいと思います。

議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

総務企画課長（高田純市君） 私のほうからは、1点目と5点目の件につきまして答弁させていただきます。

まず、避難準備、勧告等に防災無線をどのような方法で使ったのかという件でございまして

けれども、まず市街地につきましては、家屋内の個別の無線機が設置していないのが基本でございますので、これは市街地については外にあります防災無線を全て使いました。また、例えば市街地から春日の頭首工までの沿線の部分につきましては、地域ごとにセッティングをして、宮戸なら宮戸、あるいは二宮、豊城といったような区域に分けて放送することは、家屋にあります無線の設備につきましても使えるようになっているわけでございますけれども、河川の沿線上の住宅につきましては非常に戸数が少なく、一遍に流しますといたずらに地域全体の方々に避難勧告等の内容を誤解される可能性があるというようなことから、汐見の一部、宮戸の一部、春日の一部、豊城の一部といったような地域につきましては、個別に消防の広報車にも協力をいただきまして、広報車両にもとづいて聞こえるような、各川沿い、道路沿いに両岸から広報を行い、またそれらのところの自治会長さんには御連絡を申し上げたというような方法をとったところでございます。

したがって、個別の家の中にあります防災無線の機器等の使い分けにつきましては、そういうような状態で分けて、広報だけでの対応としたところもございまして、御了解をいただければと思います。

次に、5点目にございました本部体制をどのようにという内容でございましてけれども、本部体制につきましては町長以下、外部といたしましては消防支所また消防団長、苫小牧警察署、自衛隊の方々に連絡をとりまして、当日は23日の早朝ではございましたが、全委員の方々がお集まりいただきまして、会議を開いて対応を図ったところでございます。

また、職員につきましては基本、全職員が災害復旧の応急対応に、あるいは避難所の開設に当たり、対応を続けたところでございます。土のう積みから何から、調査からに分けても対応したところでございます。

人手が足りないからというようなお話でしたけれども、基本的には人命に影響するような大きなもの、またインフラ等で重要なものにつきましては、最初に調査、対応を先行していくという対応をしておりますので、例えばここから川西地区全体を調査し報告しなければいけない状態の中で一カ所にとどまりますと、調査班は次に動けないということがございます。調査班は、早急に連絡してその場を立ち去り、全地域を見て、次の応急対応班に後を引き継いで、応急対応班が対応、またそれらに基づきまして建設協会の構成委員の皆さんの御協力をいただきまして、町内各事業者様の御協力をいただいて、土のうや道路の管理、応急対応をしていただいたところでございます。

例えば、その部分での農地災害で水が入るかもしれないので対応してくれというような状

況の中には、そういうような職員の表現があったかもしれませんが、人命、町の重要なインフラを調査し守るという部分を優先したということにつきましては御理解をいただければというふうに考えるところでございます。

以上です。

議長（三倉英規君） 江後建設水道課主幹。

建設水道課主幹（江後秀也君） 私のほうから、河川の埋塞についての質問にお答えしたいと思います。

災害終息後、河川の埋塞の調査につきましては、町の職員及び建設協会、あと地元の農家の方々の情報をもとに調査を進めて、河道の埋塞度合いをチェックしております。その中で、営農作業または民家が近くにあるという形で緊急度を判定していきまして、緊急度の高いものから順次進める形で、現在復旧を進めているところでございます。

河川の埋塞の中で漏れがあるじゃないかという話ございましたが、現在まだ調査中ですので、まだこれから増える可能性はございます。これまでの町の対応としまして、6月、7月、今回8月、豪雨がありまして、特に春日地区がかなり河川の埋塞があったんですが、1回掘って河川のほうをきれいになっているんですが、この台風でまだ満杯になってしまったという事例もございます。また、中の沢地区でお話ございましたが、中の沢地区で8月21日に住民の方から1回避難したということで、緊急対応として家の裏とかは河川の掘削をしております。ただ今回の、またこの台風によりまして河川の埋塞が起きていることでもありますので、またそれは緊急度によりまして順次対応していきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いします。

議長（三倉英規君） 北村議員。

11番（北村 修君） 前回のことは今後にしたいと思っておりますが、防災無線の関係で、全体、広くするといろいろのことがあるということで、防災無線を使わずに消防とかで歩いたということなんだけれども、しかし今回のように既に水位が、避難危険水域だとか判断水域というような状況になっているときですから、これはかなり我が町のような小さな町では全体的にかかわる内容でもあり、また防災無線ということの内容からいって、日常的に大したことないときには一生懸命流すわけだから、肝心なときにこれを使わなかったというのはやはり僕はちょっと、もっと検討する必要があるんじゃないかというふうに思います。率直に思います。その辺、指摘だけしておきたいというふうに思います。

それから、2つ目に体制の問題なんですけど、消防あるいは警察等々という問題もあります

けれども、インフラで必要なものについては建設協会等にも依頼したということになっていますが、私はやっぱりこの農業災害でJAも相当、初動の対応、さらには調査等にも当たっているわけですね。実際問題、農業被害でいえば行政がやるよりも農協がやったやつをいただいて被害何ぼというような形が出てくるようなわけですね。

そういうふうなことであれば、やっぱりそれらを行政側が行うような対策本部というのにはならないかもしれないけれども、それに準じたような形で、そういう連絡網をつくるなりというのが、それぞれ各所にあってよかったのではないかというふうに私は思います。その辺のところも、ぜひ今後の中に生かしていただきたいなということを2つ目に思います。

それから、穂別ダムの問題なんですけれども、やはりこれも何回も経験しました。一番ひどいのは今から20年近くになりますか、鶴川のホテルが全滅したときがそうでありましたように、何度も繰り返しているんですね。そういう点では、この災害、こうした災害と、あのダムのあり方というのは一つの欠陥ともいえるような内容になっているんじゃないかという気がするんですね。

そういう点では、今新たな を含めた事業も出てきていますけれども、そういう中であってでもダムのあり方そのものをちょっと変えていく必要があるんじゃないか。早目にやはり水が流れ出るような仕掛けをつくって行って、あのいっぱい溜まったときに越流して出るという状況をできるだけ避けるようなことをしないと、今回このような状況でとまりましたからいいですけども、十勝方面のような雨量だったとしたら本当にどうなっていたのかということが心配されるわけでございまして、そういうこともぜひとも今度の災害の中から緊急の課題として追及していただければというふうに思いますが、その辺含めて意見を伺っておきたい。

議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

副町長（渋谷昌彦君） 今、穂別ダムの関係がちょっとございましたけれども、穂別ダムにつきましても農業ダムということで、越流だけではなくてあそこは取水の施設ですので、取水を常にしております。そういったところで、こういった取水期の前には水位を相当量下げまして、貯水できるような形で機能させております。ですから本来機能とはちょっと別に、そういう防災機能に活用を今現在しているところであります。

ですから、取水で水位を下げて、今回の雨でも相当量の期間、湛水をしておりまして、下には一定量しか放流というか、水を出していなかった状態であります。ダムの能力って決まっておりますから、ダムの能力が満水になった時点では、取水も当然してはいますけれども、

入った分については越流をしていくという状況でございます。そういった意味では相当量防災に対しては機能しているのかなというふうに思っているところでございます。

下流域への連絡徹底につきましては、一応、放送等することになってございますし、今回もサイレン等で広報することになっておりますので、そのように広報をしているところでございます。ただ、議員おっしゃられましたように、住民によく施設が理解されていないというところもございますので、それについてはもう少し、十分にこういったダムであるということを理解していただくように努めたいというふうに思っているところであります。

議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤議員。

2番（佐藤 守君） 今までの話の中の関連になるんですけれども、いつもこういった災害時になると、必ずこの防災無線という問題点が大きく指摘されるんですけれども、今回、今後の課題としてこういった方法を考えられないかと。

地震の緊急システム、ありますね。これは私も携帯でびっくりして開くと、日高町のほうの緊急メールが結構携帯に入ってくるんですよ。ここには、どことどこの地区、避難勧告が出ました、避難所はどことどこですと、こういったメールが入りますので、むかわ町も必ず災害時になるとこの防災無線、個別にあるところは問題なく聞こえるんですけれども、鉄塔の防災無線については、必ずこういった問題が起きるということを考えると、今後、伝達方式として、こういった携帯のメール通信ということが実施できないものなのか、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

議長（三倉英規君） 鎌田総務企画課主幹。

総務企画課主幹（鎌田 晃君） 私のほうから、防災無線の課題ということの中でのエリアメールの部分でお答えいたします。

今現在、北海道の防災システムの中に、緊急の場合の報告等もございます。その中で入れた段階で、エリアメールという形の中で3社の部分でのエリアメールを発信することができるようになってございます。それにつきましては、避難所、避難準備、避難勧告、避難指示という形の中で発信ができるということになってございまして、その中で活用できるということになってございます。

今回の部分につきまして、あのエリアメールなんですけれども、むかわの場合は徳別も全部含めましてエリアの中で鳴るという形の中でなっております。深夜だとかいろいろな部分がございまして、今回の場合はちょっと発信していないという形になってございます。

次回から、そういうことも含めまして夜中等にでもこういう防災の部分で発信していきたいと考えております。

以上です。

議長（三倉英規君） 佐藤議員。

2番（佐藤 守君） 私もできるということを今初めて聞いたものですから、そうであれば関係ない人にそういった緊急メールが入っても、メールを読んだらどこがどういう状況というのわかるわけですから、それはぜひ実施してもらいたいと思います。

議長（三倉英規君） 質疑は、答弁はよろしいですね。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第49号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）について採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議員の派遣に関する件

議長（三倉英規君） 日程第8、議員の派遣に関する件を議題といたします。

本件については、お手元に配付のとおり台風9号による被災箇所内の町内視察及び穂別地区での防災訓練視察が予定されております。

お諮りします。

議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、日程の変更など細部の取り扱いについては、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣に関する件については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

閉議及び閉会の宣告

議長（三倉英規君） これで本臨時会に付託された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第2回むかわ町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時35分